

## やまぐち移住就業支援（専門人材）事業実施要領

### （趣旨）

第1条 山口県と県内市町が共同して実施するやまぐち移住就業支援（専門人材）事業（以下「移住就業支援事業」と言う。）に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

### （事業の実施）

第2条 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び県内市町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、山口県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、山口県と県内市町が共同して、移住就業支援事業を実施する。

### （地域再生計画の作成等）

第3条 移住就業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、山口県と県内市町が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地域未来交付金（地域未来推進型（移住・企業・就業事業））の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町の協力を得て、山口県が代表して行うものとする。

### （事業の概要）

第4条 移住就業支援事業の概要は、山口県が行うプロフェッショナル人材事業又は内閣府が行う先導的人材マッチング事業を利用して、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、及び神奈川県をいう。以下同じ。）、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県から山口県に移住して就業した者（以下「専門人材」と言う。）が移住就業支援金（以下「支援金」と言う。）の要件を満たす場合に、山口県と居住地の市町が共同して支援金を給付する。

### （移住就業支援事業）

第5条 移住就業支援事業は、次のとおり実施する。

山口県は、事業の制度設計・全体管理、地域未来交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務、事務委託に係る契約等を担う一方、市町は、移住者からの支援金の申請受付・要件確認、支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

#### （1）支援金の支給

市町は、①に定める要件を満たす者のうち、②の要件を満たす専門人材の申請に基づき、③に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の支援金を支給する。なお、18歳未満の世帯員を

帯同して移住する場合は 18 歳未満の者一人につき最大 100 万円を加算する。ただし、(ア) b の場合にあつては、各 2 分の 1 の額を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる (ア)、(イ) 及び (ウ) に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

a 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(a) 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区に在住又は東京圏の条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)で規定される条件不利地域を有する市町村のうち政令指定都市を除く市町村、及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少率が 10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京 23 区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ)をしていたこと。

(b) 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと(ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 か月までを当該 1 年の起算点とすることができる。)

(c) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

b 次に掲げる事項の全てに該当すること(aに該当する者を除く)。

(a) 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県に在住していたこと。

(b) 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県に在住していたこと。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 山口県と協働して移住就業支援事業に取り組む市町に転入したこと。

b 地域未来交付金(地域未来推進型(移住・企業・就業事業))の交付決定がされた後であつて、山口県において専門人材に係る移住就業支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。

c 支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。

d 転入先の市町に、支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、山口県及び移住先市町が認める場合を除く。
- d その他申請者の居住する山口県及び県内市町が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

## ② 就業に関する要件

専門人材は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が山口県内に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

## ③ 申請・支給方法

### (ア) 申請

支援金の申請者は、申請書、就業先の就業証明書及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②の要件に該当することを証する書類を移住先の市町に提出する。

### (イ) 支給方法

市町は、(ア)の申請が上記①の要件を満たし、かつ②の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書を交付し、支援金を支給するものとする。

なお、市町は、申請に対する交付決定を行う前に、申請者が第 4 条で示す要件を満たしていることを別記様式第 1 号により山口県に照会の上、確認するものとする。

## (2) 支援金の返還

市町は、支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する

場合、支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山口県及び対象となる支援金受給者が居住する市町が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 支援金の申請日から3年未満に支援金を受給した市町から転出した場合

(ウ) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

② 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に支援金を受給した市町から転出した場合

(3) 支援金の支給・返還に係る情報共有

市町は、支援金の申請情報、支援金支給者の就業先情報及び支援金返還対象者に関する情報について、速やかに山口県に共有することとする。

(財源の負担割合)

第6条 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5条(1)①(ア)aに該当する場合

移住就業支援事業及び支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、山口県が2分の1、市町が2分の1を負担することとし、山口県は、当該2分の1に相当する額に、支援金に充てるために国から地域未来交付金(地域未来推進型(移住・企業・就業事業))として交付を受けた額を加えた額を市町に交付することとする。

2 第5条(1)①(ア)bに該当する場合

移住支援金のうち山口県が2分の1、市町が2分の1を負担することとし、山口県は、当該2分の1に相当する額を市町に交付することとする。

(協力)

第7条 山口県と市町は、移住就業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、移住就業支援事業の実施に必要な事項は、山口県と市町が協議して定める。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。

2 令和4年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例に

より取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 令和5年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月23日から実施する。
- 2 令和5年6月22日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 令和6年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年10月15日から実施する。
- 2 令和6年10月14日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 令和7年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 令和8年3月31日以前に住民票を移した者については、第5条（1）③（イ）後段を除き、従前の例により取り扱うものとする。